

みんなで学ぼう！消費者の心得

教員用解説書

教材の活用方法

- ・ 本教材は主に小学校高学年の児童及び特別支援学校高等部の生徒を対象としていますが、中学校、高等学校等についても、今までの学習の振り返りとしてご活用いただける内容になっています。
- ・ 消費者教育教材として動画とワークシートのセットで構成されています。
- ・ チャプターごとに動画を視聴し、その後、ワークシートで考えをまとめ、授業で発表しあうことで、学びを深める構成となっています。
- ・ ワークシート下部の学習メモは、動画視聴の際やワークシートの答え合わせの中で、児童生徒が学んだことや感じたことなどを記入するメモ欄としてご活用ください。
- ・ チャプターの構成は下記のとおりです。

順番	タイトル	内容	動画尺
1	消費者とは	当事者意識の育成	1分43秒
2	契約とは	契約の基礎知識	2分43秒
3	消費者トラブル事例	トラブル事例とその対処法	2分04秒
4	お金の支払い方法	お金の支払い方法と金銭管理	1分39秒
5	社会に配慮した消費行動	エンカル消費について	2分01秒
6	かしこい消費者になるために	相談窓口の紹介	1分20秒

教員用解説書の構成

チャプターごとに、「指導のポイント」「授業進行プラン」「動画解説」「ワークシート解説」を記載しています。

指導のポイント

指導上の留意点や基礎知識、チャプターを通して児童生徒に身に付けてほしい内容等を記載しています。

授業進行プラン

授業の進行例と時間配分についてモデルケースを例示しています。

動画解説

動画のあらすじとコマ割りを記載しています。

ワークシート解説

各設問の模範解答と解説いただきたい内容を記載しています。

理解度などを確認しながら、時間配分や学習の流れを工夫してご活用ください。

発行 / 岐阜県環境生活部県民生活課

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL:058-272-8204

チャプター1 消費者とは～当事者意識の育成～

指導のポイント

- ✓ 「消費」とは、金銭を支払い、商品やサービスを購入することである。児童・生徒に身近な例を取り上げ、一人一人が「消費者」であることを自覚させる。
- ✓ 保護者が働いて得た金銭が自分の生活を支えており、それを使う一人の「消費者」として、正しい知識を身に付けることの重要性を理解させる。

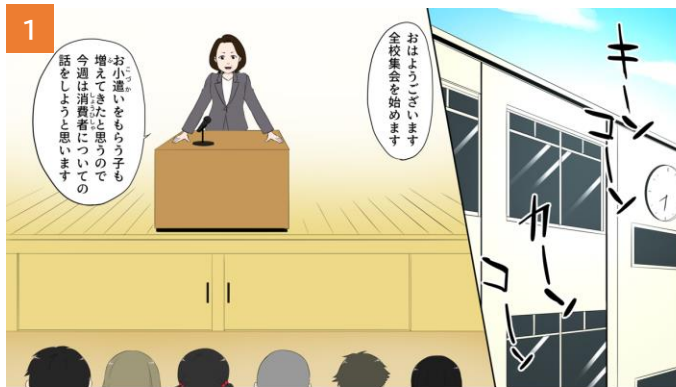
授業進行プラン

所要約10分

動画視聴(1分43秒) >>> ワークシート記入(約3分) >>> 答え合わせ+解説(約5分)

動画解説

あらすじ 場面は学校の全校集会。校長先生からの消費者についてのお話を聞くしょうまとひまり。消費者としての正しい知識を身に付けることに関心をもつ二人。





ワークシート解説

問題

【解答】 ①②③とも全て消費に当てはまる

【解説】

- ・身近な例を挙げながら、日常生活で行っている様々な行動が「消費」であることを理解させる。
- ・売買契約だけではなく、バスや電車に乗ること、美容院や床屋を利用すること、習いごとなども「消費」にあてはまることを補足で説明する。

考えてみよう

【解答】 回答例(赤文字)を参照

【解説】

- ・お金を使う身近な場面を想像することで、自分たちも消費の当事者であることに気付かせる。
- ・光熱費や車のガソリン代など、普段の生活から想像しにくいものは、教員からヒントを与える。
- ・保護者が働いて得た金銭が自分の生活を支えていることを再認識させるとともに、将来、自立した生活を送るために必要な具体的な金額を想像させ、金銭を有効に使うこと、金銭を使い購入したものを大切に扱うことなどの重要性を理解させる。

まとめ

チャプター1のまとめとして読み上げ、振り返る。

みんなで学ぼう！消費者の心得 ワークシート①

チャプター1

消費者とは

問題

動画を観て、次の問題に答えてみよう。

Q. 次のうち「消費」はどれでしょう。
当てはまる数字に○を付けましょう。

- ① コンビニで買い物をする。
- ② 書店で文房具を買う。
- ③ 駄菓子屋でお菓子を買う。



考えてみよう

私たちの生活に必要なお金について、思いつくものを書いてみましょう。

- 普段の生活でどんなことにお金を使う？
- お家の人はどんなことにお金を使っている？
- 将来、ひとり暮らしをすると、どんなお金が必要？

(回答例)

食べ物を買うお金、服を買うお金、水道代、電気代、ガス代、家賃、ティッシュやトイレットペーパーなどの普段の生活に必要なものを買うお金、車のガソリン代、など

まとめ

● 「消費者」とは、お金を支払って商品やサービスを買う(消費する)人のことで、皆さんも消費者の一人です。



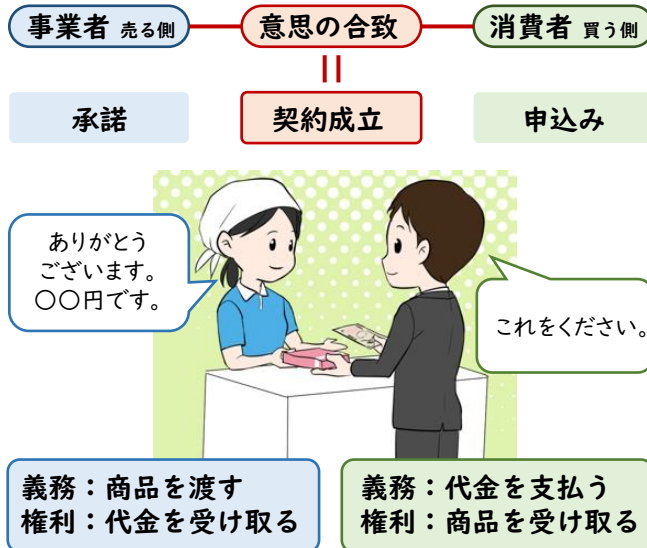
● 私たちは、お金で「もの」や「サービス」を買って、生活をしています。お家の人が一生懸命働いて得た大切なお金を無駄にしないためにも、私たち一人一人が正しい知識を身に付けて、かしこい消費者になりましょう！

学習メモ

CHAPTER 2 契約とは～契約の基礎知識～

指導のポイント

- ✓ 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（申込み）に対して、相手方が承諾をしたときに成立し、契約書等の書面を作成しなくても、口約束だけでも成立する。
- ✓ 契約書を交わす理由は、契約の成立を立証するためであり、契約書に記載されている内容について、双方同意したことの証明となる。よって、契約書を事前によく確認し、内容に納得した上で、サインや押印をする必要がある。
- ✓ 一度結んだ契約は、基本的に、買い手の都合で一方向的に取り消すことはできない。自分の行動に責任を持ち、慎重に行動することの大切さを理解させる。
- ✓ 未成年者が保護者の同意なしに契約をした場合は、取り消すことができる。ただし、次の場合は取り消しができない。
 - ・お小遣いの範囲の金額の場合
 - ・保護者が支払った場合
 - ・自分は成人していると嘘を言った場合
 - ・法定代理人（保護者）が同意していると嘘を言った場合 など



授業進行プラン

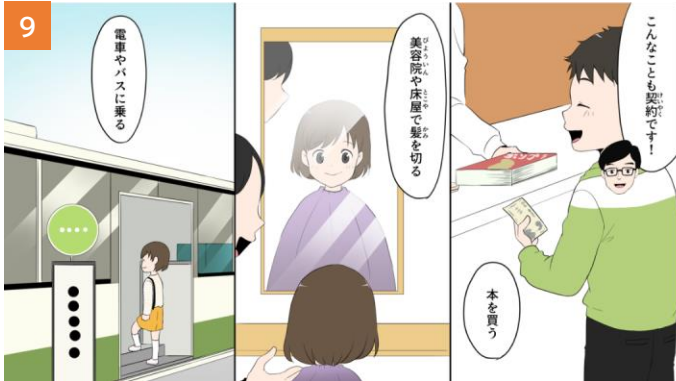
所要約10分

動画視聴 (2分43秒) >>> ワークシート記入 (約3分) >>> 答え合わせ+解説 (約5分)

動画解説

あらすじ しょうまが契約違反をしてしまう夢を見る。契約とは何か、しょうまの見た夢のケースでは、どうして契約違反だったのかについて、社会の先生が分かりやすく教えてくれる。





問題

【解答】

空欄の順に
「お金、商品、お互いが納得、法律、口約束」

【解説】

- ・契約は守らなければいけないこと、口約束でも成立することを理解させ、よく考えて慎重に行動することの大切さを理解させる。

考えてみよう

【解答】 回答例(赤文字)を参照

【解説】

- ・生活のあらゆる場面で、契約を行っていることに気付かせる。売買契約を例に挙げ、申込み(買う意思)と承諾(売る意思)が合致するタイミングを確認するとともに、代金と商品の受け渡しの流れを確認する。

消費者:

代金を支払って(義務)、商品を受け取れる(権利)

事業者:

商品を渡して(義務)、代金を受け取れる(権利)

まとめ

チャプター2のまとめとして読み上げ、振り返る。

補足情報

チャプター2 契約とは

○「契約」と「約束」の違い

「契約」とは、法的な強制力がある「約束」のことである。法的な拘束力のない「約束」であっても、「契約」と同様、一旦交わしたら、きちんと守るべきであることを説明する。

○成年年齢の引下げ(2022年4月~)

- ・2022年4月から、民法の改正により成年年齢が20歳から18歳に引下げられ、18歳から、保護者の同意がなくても、自分の意思で様々な契約をすることが可能となった。
- ・成年年齢直後の若年者は、十分な知識がないにも関わらず、未成年者による契約の取り消しができないため、悪質業者のターゲットとなる危険性が高くなる。自分の意思で自由に契約できる反面、全ての自分の責任になってしまうことを強調し、注意喚起を行う必要がある。

18歳になるとできること

- ・保護者の同意なしで契約をする
(携帯電話の契約、一人暮らしのためのアパートを借りる、ローンを組んで車を買う、クレジットカードを作る、消費者金融でお金を借りる など)
- ・国家資格に基づく職業に就ける
- ・10年有効パスポートを取得する など

20歳にならないとできないこと

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・競馬、競輪、競艇などの公営ギャンブル など

みんなで学ぼう! 消費者の心得 ワークシート②

チャプター2

契約とは

問題

動画を見て、次の問題に答えてみよう。

Q. 契約について、空欄に当てはまる言葉を下の語群から選んで入れましょう。

「契約」とは、お店で商品を買うときなどに、買う人はお店に(**お金**)を払い、売る人は(**商品**)を渡すことを、(**お互いが納得**)して結ぶ約束のことです。契約は守らなければならないことが(**法律**)で決められています。契約書がなくても、(**口約束**)でも契約は成立するので、よく考えて慎重に行動することが大切です。

法律、商品、口約束、お金、お互いが納得



考えてみよう

皆さんやお家の人が最近「契約」した場面について思い出して、書き出してみましょう。

(回答例)

えんぴつを買う、コンビニでお菓子をかう、新しい服をかう、美容院で髪を切る、電車に乗って旅行に行く、など

まとめ

・口約束でも契約は成立し、一度契約すると、自分の都合で勝手にやめることができないので、よく考えてから慎重に行動することが大切です。



・未成年の人が保護者の同意がない契約をした場合は、その契約を取り消すことができます。ただし、「自分は未成年ではない」とウソをつけて契約した場合は、取り消すことができません。

学習メモ

CHAPTER 3 消費者トラブル～トラブル事例とその対処法～

指導のポイント

- ✓ モデル商法を例に、言葉巧みに契約をさせようとする悪質業者の存在やその対処法について理解させる。
- ✓ 簡単に得をするような話は必ず疑うこと、よく確かめたうえで、場合によっては、きっぱりと断る勇気をもつことを指導する。
- ✓ オンラインゲーム課金について、保護者が働いて得た限りある金銭を使っていることを再認識させ、利用の仕方について、家庭でルールを決めて、使い過ぎには十分注意する必要があることを理解させる。
- ✓ オンラインゲーム課金は、キャッシュレス決済を利用する機会が多く、保護者のクレジットカードを紐づけたスマートフォンで勝手に課金し、保護者に高額な請求がきて初めて課金の事実を知るというケースも少なくない。保護者は、クレジットカードの利用状況等について、日頃からこまめに確認する必要がある。
- ✓ 消費者トラブルで困った時には、一人で悩まずに、保護者や近くの大人、消費生活センターなどに相談するよう指導する。

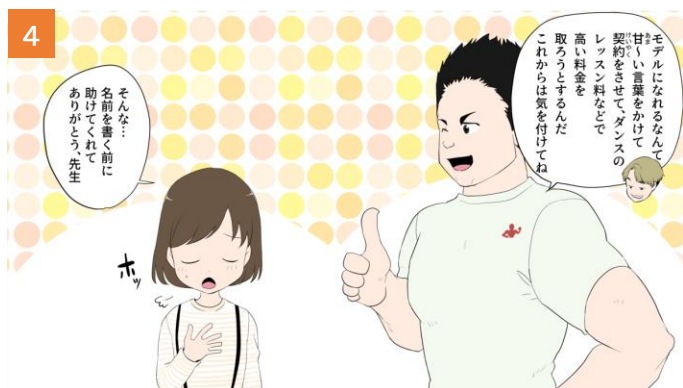
授業進行プラン

所要約10分

動画視聴(2分4秒) >>> ワークシート記入(約3分) >>> 答え合わせ+解説(約5分)

動画解説

あらすじ ひまりにモデル事務所のスカウトを名乗る大人があらわれ、言葉巧みに契約をさせようとしている。また別の場面で、オンラインゲームに夢中になるしょうまとひまり。なかなかクリアできないため、アイテム課金をしそうになる。それぞれの場面で、体育の先生があらわれ、対処法や注意点を教えてくれる。





問題

悪質商法(モデル商法)

【解答】 回答例(赤文字)を参照

【解説】

- ・ 本当の目的は、商品やサービスを契約させることである。まずは相手にしないこと、契約はその場でしないでお家の人と相談すること、名前や住所などを尋ねられても答えずに、きっぱり断ることを指導する。
- ・ 契約書などの書面にサインや押印をした場合、記載されている内容について、双方同意したことの証明となる。よって、契約書を事前によく確認し、内容に納得した上で、サインや押印をする必要がある(チャプター2『契約とは』に関連)。

ゲーム課金のトラブル

【解答】 回答例(赤文字)を参照

【解説】

- ・ ゲームのダウンロードは無料でも、ゲームを有利に進めるためのアイテムは有料のものが多く、利用の仕方について、家庭でルールを決めるよう指導する。
- ・ また、保護者が働いて得た金銭を使っていることを再確認し、それを大切に使う必要があることを指導する(チャプター1『消費者とは』に関連)。

みんなで学ぼう! 消費者の心得 ワークシート③

チャプター3 消費者トラブル事例

問題 ▶ 動画を見て、次の問題に答えてみよう。

Q. 消費者トラブルにあわないための注意点などについて、考えて書いてみましょう。

悪質商法(モデル商法)

道で「モデルをやってみない?」と声をかけられた。説明もよく聞かずに書類に名前を書いたら、「ダンスのレッスン料として15万円支払ってください」と言われた。

何がいけなかったのかな? トラブルにあわないためには?

(回答例) ・説明をよく聞かずに、書類に名前を書こうとしていたこと
 ・自分だけで判断してしまったことなど

・知らない人に声をかけられても無視する
 ・契約書などに簡単に名前を書かない
 ・返事をする前にお家の人に相談するなど

ゲーム課金のトラブル

お家の人のスマホを借りて、無料のオンラインゲームを始めた。ゲームをクリアしたくて、次々とアイテムを買ったら、後日、お家の人のスマホに高い代金の請求があった。

何がいけなかったのかな? トラブルにあわないためには?

(回答例) ・お家の人に相談せず、勝手にお金を使ったこと
 ・ゲームに夢中になって、後の支払いのことを考えずにアイテムを買ってしまったことなど

・お金を使う前にお家の人に確認する。
 ・勝手に使わない
 ・使った金額をお家の人と相談して決める
 ・自分でかせいだお金を使えるようになるまで、ゲーム課金はがまんする など

まとめ

- インターネットの使い方についてはお家でルールを決めて、よく考えてから使おう。
- 甘い誘いの言葉や、簡単に得をするような話は、疑う気持ちを忘れずに、よく確かめよう。
- 場合によってはきっぱりと断る勇気を持ちよう。
- トラブルにあったらすぐにお家の人や先生に相談しよう。

学習メモ

岐阜県

まとめ ▶ チャプター3のまとめとして読み上げ、振り返る。

補足情報 チャプター3 消費者トラブル

○2021年 若年者の被害が多い消費者トラブル(2022年11月30日時点 PIO-NET検索より)

※PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)とは
 消費者から全国の消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステムのこと。

相談数順	小学生(高学年):10歳~12歳		中学生:12歳~15歳		高校生:15歳~18歳	
	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数	商品・サービス	件数
1位	他の教養・娯楽 (インターネットゲームの課金トラブル等)	12	他の教養・娯楽 (インターネットゲームの課金トラブル等)	26	化粧品 (脱毛剤の定期購入トラブル等)	24
2位	娯楽等情報配信サービス (アダルトサイトの不当請求トラブル等)	4	化粧品 (脱毛剤の定期購入トラブル等)	17	健康食品 (健康食品の定期購入トラブル等)	21
3位	化粧品 (脱毛剤の定期購入トラブル)	3	健康食品 (健康食品の定期購入トラブル等)	13	他の教養・娯楽 (インターネットゲームの課金トラブル等)	18
総数	全相談件数 24件		全相談件数 80件		全相談件数 147件	

○クーリング・オフ制度

クーリング・オフには、頭を冷やすという意味があり、消費者は一度契約をしてしまった後でも、頭を冷やしてよく考え直す時間が与えられている。クーリング・オフをすると、理由を問わず無条件に契約を取り消すことができる。(※モデル商法は訪問販売にあたり、クーリング・オフ期間は8日間)

取引の種類	期間
・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスなど)	8日間
・電話勧誘販売	
・特定継続的役務提供 (エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	
・訪問購入(自宅などを訪問して貴金属等の物品を買い取る)	
・連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
・業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法)	

・クーリング・オフができない場合

自分から店に出向いて購入した場合
 指定消耗品(健康食品、化粧品、石鹸、洗剤、防虫剤など)の使用部分
 現金取引で3,000円に満たない場合 など

・クーリング・オフの期間について

クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面を受け取った日から計算する。
 申込書面及び契約書面を受け取っていない場合は、クーリング・オフ期間は始まらない。
 通知日は発信日であり、期間内に相手に到達している必要はない。

クーリングオフの期間

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

■ 書面を受け取った日 ■ 訪問販売など…8日間
 ■ 連鎖販売取引など…20日間

・通信販売で購入した場合

通信販売にはクーリング・オフ制度はないが、広告に「返品できるかどうか」「返品の期間や条件」「返品に必要な費用」を表示しなければならない。
 これらの表示がない場合は、商品が届いた日から数えて8日間以内であれば、消費者は事業者に対して契約の申込みや撤回ができ、消費者の送料負担で返品ができる。

・信頼できる事業者の見極めが必要

ただし、クーリング・オフ通知を出せば、確実に契約を取り消せるというわけではなく、「通知が届かない」「事業者と連絡がつかなくなった」「そもそも、架空の事業者だった」など、クーリング・オフに対応してもらえないケースもある。事前に事業者についての情報を収集し、信頼できる事業者か見極める必要がある。

CHAPTER 4 お金の支払い方法～お金の支払い方法と金銭管理～

指導のポイント

- ✓ お金を支払う方法は下記のとおり分類できる。

	前払い	即時払い	後払い
方法	商品やサービスを受け取る前に代金を支払う。	商品と引き換えに、その場で代金を支払う。	先に商品を受け取り、期日が来たら代金を支払う。
種類	プリペイドカード、商品券、図書カード、交通系ICカード、など	現金、デビットカード、など	クレジットカード、など

- ✓ キャッシュレスや後払いは便利な反面で、お金を使っている感覚が弱まってしまうことを確認し、使える金額を家庭で話し合って決めておくなど計画的な利用が必要であることを理解させる。
- ✓ 後払いは「借金」と同じことであることを理解させ、安易に使い過ぎないように注意喚起をする。

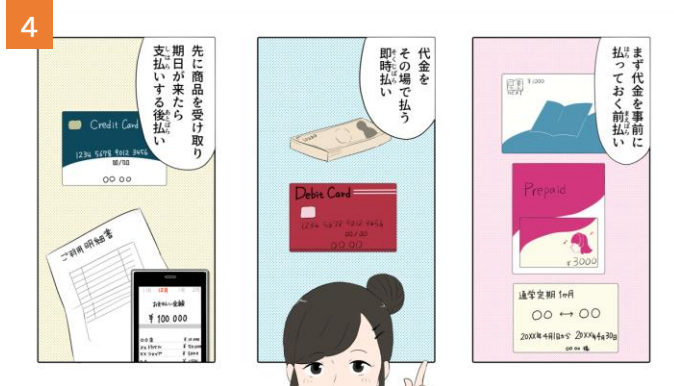
授業進行プラン

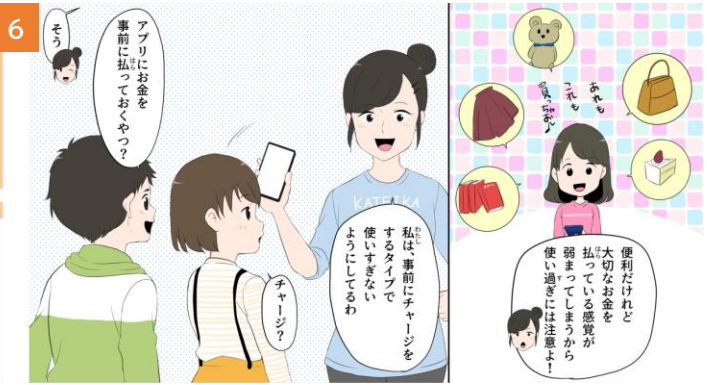
所要約10分

動画視聴(1分39秒) >>> ワークシート記入(約3分) >>> 答え合わせ+解説(約5分)

動画解説

あらすじ 母親がクレジットカードで買い物していたことをきっかけに、支払い方法について気になるしょうまとひまり。家庭科の先生がさまざまな支払い方法について分かりやすく教えてくれる。





ワークシート解説

問題

【解答】 ワークシート内赤線を参照

【解説】

- それぞれの支払い方法にどのようなものがあるかを例示する。

考えてみよう

【解答】 回答例(赤文字)を参照

【解説】

お金を持ち歩かなくても買い物ができる便利さの反面、いくら使ったかが分かりづらく、つい使いすぎる可能性があるなど、特にデメリットについて注意喚起をする。

まとめ

チャプター4のまとめとして読み上げ、振り返る。

みんなで学ぼう！消費者の心得 ワークシート④

チャプター4 お金の支払い方法

問題 ▶ 動画を見て、次の問題に答えてみよう。

Q. お金を支払う方法とその説明を線で結びましょう。

前払い	先に商品を受け取り、期日がきたら支払う。
即時払い	商品を受け取る前に、先に代金を支払う。
後払い	商品と引き換えに、その場で代金を支払う。

考えてみよう キャッシュレスの便利点と、気を付けなければならない点をそれぞれ考えてみましょう。

<p>便利点</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手軽に使える ・現金を持っていなくても買い物ができる ・ポイントが貯まる など 	<p>気を付けなければならない点</p> <p>(回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お金を使っているという感覚が弱まる ・使った金額を決めておかないと使い過ぎてしまう可能性がある など
--	--

まとめ

- 色々な支払い方法があることを覚えておきましょう。
- キャッシュレス決済や後払いは、便利の反面で、使い過ぎには注意が必要です。
- 使えるお金の限度額を決めておくこと、支払い金額をこまめに確認することが大切です。

学習メモ

岐阜県

CHAPTER 5 社会に配慮した消費行動～エシカル消費について～

指導のポイント

- ✓ 現代社会には、地域環境、エネルギー・資源問題など、消費生活をめぐる問題が山積しており、消費者は、市場に提供された商品やサービスをただ「受動的に消費」するのではなく、自らの消費が社会に与える影響を自覚して、公正な市場の形成、持続可能な社会の実現に積極的に関与しようとする姿勢が求められている。
- ✓ 消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、国内外の社会情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を「消費者市民社会」と言い、そのような消費行動のことを「エシカル消費」と言う。
- ✓ 児童・生徒が日常の生活の中で行う消費行動によって、社会や環境、未来をよりよくできることを理解させるとともに、エシカル消費の具体例について考え、身近なところから取り組める行動を実践させる。

授業進行プラン

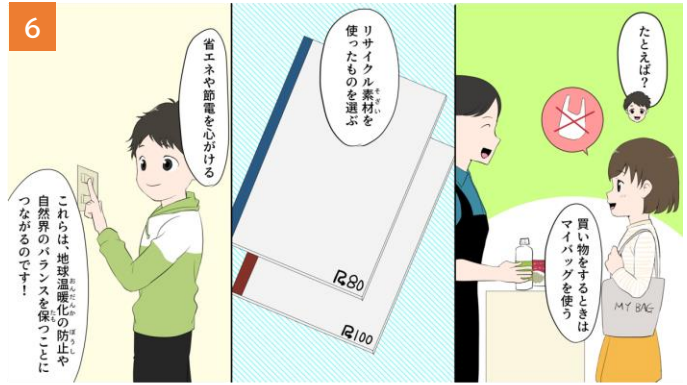
所要約10分

動画視聴(2分1秒) >>> ワークシート記入(約3分) >>> 答え合わせ+解説(約5分)

動画解説

あらすじ 給食を食べ残してしまうように、その行動は食品ロスだと指摘する国語の先生。生活の中で、社会や環境に配慮したエシカル消費を実践することの大切さについて教えてくれる。





問題

【解答】 空欄の順に
「社会、人、環境、未来」

【解説】

- ・自らの消費が人や社会、環境などに影響を与えることを確認し、そのような消費行動がよりよい未来をつくるための一助となることを理解させる。

考えてみよう

【解答】 回答例(赤字)を参照

【解説】

- ・自分の生活を見直し、工夫した消費について考えたことを共有する。
- ・どのような社会問題の解決につながっているのかを確認することで、そのような消費行動をとる意義について考えさせる。

まとめ

チャプター5のまとめとして読み上げ、振り返る。

みんなで学ぼう! 消費者の心得 ワークシート⑤

チャプター5

社会に配慮した消費行動

問題 ▶ 動画を見て、次の問題に答えてみよう。

Q. 「エシカル消費」について、空欄に当てはまる言葉を下の語群から選んで入れましょう。
私たちは、ものを買ったり、食べたり、使ったり、毎日何かを消費しながら生活をしています。その生活の中で、(社会) や (人)、(環境) のことを考えた行動をすることを「エシカル消費」といいます。私たちの(未来) をよくすることにもつながります。

未来、社会、環境、人



考えてみよう ▶ 私たちにできそうな「エシカル消費」について考えてみよう。

(回答例)

給食を食べきる、マイバッグを使う、こまめに電気を切る、災害のあった地域で作られたものを買う、障がいのある人が作ったものを買う、児童労働のない条件で作られたものを買う、地元でとれた農産物を選ぶ、空き缶やペットボトルをリサイクルする、フェアトレード商品を選ぶ など

まとめ



● 商品を選ぶときに、値段や便利さだけでなく、社会や環境への影響を考えたり、作る人のことを思いやって行動をすることが、私たちの未来をより良くすることにつながります。

● みなさんも、今日からできる「エシカル消費」に取り組んでみましょう。

学習メモ

岐阜県

補足情報

チャプター5 社会に配慮した消費行動

○商品の選び方

消費者が商品を選ぶということは、どの事業者を支持するかという「投票」の意味も含まれている。児童・生徒が使う身近な商品について取り上げ、産地や素材、表示されているマークなど、よりよい商品を選ぶ際の観点を理解させる。

(認証ラベルの例) ※消費者庁発行「みんなの未来にエシカル消費」より主なものを抜粋

【国際フェアトレード認証ラベル】

生産者の暮らしの改善や自立の実現、環境保護を目指し適正な価格で取引をする商品に付けられる。



【エコマーク】

生産から廃棄にわたり環境への負担が少なく、環境保全に役立つ商品に付けられる。



【FSC (Forest Stewardship Council) ® 認証】

適切な森林から生産される木材と製品に付けられる。



【MSC (Marine Stewardship Council) 「海のエコラベル」】

水産資源や環境に配慮した漁業で獲られた水産物に付けられる。



【有機JAS (Japanese Agricultural Standards) マーク】

農業や化学肥料を控え、自然界の力で生産された商品に付けられる。



CHAPTER 6 かしこい消費者になるために～相談窓口の紹介～

指導のポイント

- ✓ 消費者被害の未然防止、早期発見のため、トラブルに巻き込まれた際の相談窓口を周知し、困った時には一人で悩まず相談するよう指導する。

授業進行プラン

所要約7分

動画視聴(1分20秒) >>> ワークシート記入(約3分) >>> 答え合わせ+解説(約2分)

動画解説

あらすじ 全話のまとめとして登場キャラクターが集合。校長先生から困った時の相談窓口を紹介。各先生から一言ずつポイントを振り返り、全話の復習をする。





ワークシート解説

問題

【解答】 188

【解説】 「消費者トラブルは『いやや』」
「泣き寝入りは『いやや』」
などで覚える。

調べてみよう

【解答】 各市町村の相談窓口一覧(別紙)参照

【解説】 児童・生徒自らに調べさせた後、全体で
身近な消費生活相談窓口を確認する。

まとめ

CHAPTER 6のまとめとして読み上げ、振り返る。

みんなで学ぼう! 消費者の心得 ワークシート⑥

CHAPTER 6

かしこい消費者になるために

問題 ▶ 動画を見て、次の問題に答えてみよう。

Q. 次の空欄に当てはまる数字を入れましょう。

消費者ホットライン

局番なし 1 8 8 番

専門の相談員が、様々な消費者トラブルなどの相談に乗ります。
相談は無料、秘密は守ります。

調べてみよう ▶ あなたの市町村の消費生活相談窓口の電話番号を調べてみましょう。

市町村名 (**別紙一覧より該当窓口と**)

窓口番号 (**電話番号を照会**)

まとめ

- 消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、お家の人や消費生活相談窓口相談員に相談しましょう。
- 安心して、安全に暮らすために、皆さんも、消費者トラブルにあわないための知識を身に付けましょう。

学習メモ

岐阜県

各市町村の相談窓口一覧(2022年8月1日時点)

	市町村名	名称	電話番号	備考
1	岐阜市	消費生活課 消費生活センター	058-214-2666	
2	大垣市	まちづくり推進課 消費生活相談室	0584-75-3371	
3	高山市	協働推進課 消費生活センター	0577-35-2030	
4	多治見市	くらし人権課 消費生活相談窓口	0572-22-1134	多治見市・瑞浪市・土岐市の広域窓口
5	関市	商工課 消費生活相談室	0575-23-7355	
6	中津川市	防災安全課 消費生活相談室	0573-66-9188	
7	美濃市	産業課 消費生活相談窓口	0575-33-1122 (内264)	
8	瑞浪市	生活安全課 消費生活相談窓口	0572-68-9748	多治見市・瑞浪市・土岐市の広域窓口
9	羽島市	福祉課市民総合相談室 消費生活相談窓口	058-392-9927	
10	恵那市	商工課 消費生活相談窓口	0573-26-2131	
11	美濃加茂市	商工観光課 広域消費生活相談室	0574-25-2111 (内462、463)	美濃加茂市・坂祝町・富加町・川辺町による広域窓口
12	土岐市	生活環境課 生活安全係	0572-54-1111 (内172)	多治見市・瑞浪市・土岐市の広域窓口
13	各務原市	まちづくり推進課 消費生活相談室	058-383-1884	
14	可児市	産業振興課 消費生活センター	0574-62-1111 (内2347)	
15	山県市	市民環境課 消費生活相談窓口	0581-22-6828	
16	瑞穂市	商工農政観光課 消費生活相談室	058-328-1181	
17	飛騨市	総務課 消費生活相談窓口	0577-73-7461	
18	本巣市	総務課 消費生活相談窓口	0581-34-5025	
19	郡上市	総務課 消費生活相談窓口	0575-67-1832	
20	下呂市	商工課 消費生活相談窓口	0576-24-2222 (内162)	
21	海津市	商工観光課 消費者相談窓口	0584-53-1374	
22	岐南町	経済環境課 消費生活相談窓口	058-247-1366	
23	笠松町	環境経済課 消費生活相談窓口	058-388-1301	
24	養老町	産業観光課	0584-32-1108	
25	垂井町	企画調整課 消費生活相談窓口	0584-22-1152	
26	関ヶ原町	地域振興課	0584-43-0070	
27	神戸町	産業環境課 消費生活相談窓口	0584-27-0178	
28	輪之内町	住民課 消費生活相談	0584-68-0185	
29	安八町	総務課 消費生活相談窓口	0584-64-3111	
30	揖斐川町	商工観光課 消費生活相談窓口	0585-22-2111	
31	大野町	環境生活課 消費生活センター	0585-34-1555	
32	池田町	産業課 消費生活相談窓口	0585-45-3111	
33	北方町	総務危機管理課 消費生活相談窓口	058-322-1111	
34	坂祝町	広域消費生活相談室(美濃加茂市役所内)	0574-25-2111 (内462)	美濃加茂市・坂祝町・富加町・川辺町による広域窓口
35	富加町	広域消費生活相談室(美濃加茂市役所内)	0574-25-2111 (内462、463)	美濃加茂市・坂祝町・富加町・川辺町による広域窓口
36	川辺町	広域消費生活相談室(美濃加茂市役所内)	0574-25-2111 (内462、463)	美濃加茂市・坂祝町・富加町・川辺町による広域窓口
37	七宗町	総務課 消費生活相談窓口	0574-48-2346	
38	八百津町	地域振興課 消費生活相談窓口	0574-43-2111	
39	白川町	総務課 消費生活相談窓口	0574-72-1311	
40	東白川村	総務課 消費生活相談窓口	0574-78-3111	
41	御嵩町	住民環境課 消費生活相談窓口	0574-67-2111	
42	白川村	総務課 消費生活相談窓口	05769-6-1311	
43	東濃西部広域行政事務組合	総務企画課	0572-22-1111 (内1331)	多治見市・瑞浪市・土岐市の広域窓口